

表7:平成28年度以降の新規オンライン化手続

整理番号	手続名	根拠法令、根拠規定	手続を受け付けているシステム	28年度	29年度以降	手続種別	備考
1	オプトアウトの届出	個人情報保護法第23条第2項	オプトアウト届出システム(仮)	—	○	1	平成30年2月からオンライン化を実施
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
合計	1			0	1		

※ 手続種別:1:「申請等・国」 2:「申請等以外・国」 3:「申請等・独立行政法人等」 4:「申請等以外・独立行政法人等」 5-1:「申請等・国・各府省等共通」 5-2:「申請等以外・国・各府省等共通」 6-1:「申請等・独立行政法人等・各府省等共通」 6-2:「申請等以外・独立行政法人等・各府省等共通」

※ オンライン化した「実施年月」又は実施予定時期が明らかである場合は、備考欄に「実施予定年月」を記入すること。

※ 独立行政法人等の手続(手続種別 3、4、6-1、6-2)の場合は備考欄に独立行政法人等名を記入すること。

※ 申請等手続(手続種別 1、3、5-1、6-1)で電子署名が必要なものについては、備考欄に「電子署名必要」と記入すること。

※ 申請等手続(手続種別 1、3、5-1、6-1)で公的個人認証サービスに対応するものについては、備考欄に「公的個人認証サービス対応」と記入すること。